

(参考) 技能者表彰実施要領の新旧対照表 (傍線部分は変更点)

新	旧
<p data-bbox="472 256 732 288">技能者表彰実施要領</p> <p data-bbox="120 355 1086 483">技能者表彰規程 (昭和 42 年労働省告示第 38 号。以下「規程」という。) 第 6 条に基づく卓越した技能者の表彰の実施に関し必要な細目について、以下のとおり定める。</p> <p data-bbox="120 595 680 627">1. 推薦を行うことができる者及び推薦範囲</p> <p data-bbox="143 643 1086 722">推薦を行うことができる者 (以下「推薦者」という。) は (1) から (3) までとし、当該推薦者の推薦範囲はそれぞれ次のとおりとする。</p> <p data-bbox="159 738 400 770">(1) 都道府県知事</p> <p data-bbox="199 786 707 818">当該都道府県の区域内に就業している者</p> <p data-bbox="159 834 1086 914">(2) 全国的な規模の事業を行う事業主団体若しくはその連合体又は一般社団法人若しくは一般財団法人 (以下「全国的な事業主団体等」という。)</p> <p data-bbox="199 930 904 962">全国的な事業主団体等を構成する企業に雇用される者等</p> <p data-bbox="170 978 1086 1058">なお、ここでいう「全国的な事業主団体等」の詳細はアからウまでのとおりである。</p> <p data-bbox="170 1074 1086 1353">ア 「全国的な規模の事業を行う事業主団体若しくはその連合体」は、(ア) から (エ) までの全てに該当する団体である。この要件を満たしている場合は、法人格に関わらず (例えば、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、職業訓練法人、各種協同組合等の各般の法人形態のもの、人格なき社団など)、<u>当該団体の構成企業等に雇用される者や構成企業等の事業主等</u>を対象に、推薦を行うことができる。</p> <p data-bbox="215 1369 1086 1401">(ア) 現代の名工の表彰対象職業に関わる分野での活動を事業目的と</p>	<p data-bbox="1451 256 1711 288">技能者表彰実施要領</p> <p data-bbox="1099 355 2069 483">技能者表彰規程 (昭和 42 年労働省告示第 38 号。以下「規程」という。) 第 6 条に基づく卓越した技能者の表彰の実施に関し必要な細目について、以下のとおり定める。</p> <p data-bbox="1099 595 1659 627">1. 推薦を行うことができる者及び推薦範囲</p> <p data-bbox="1137 643 2069 722">推薦を行うことができる者 (以下「推薦者」という。) は (1) ～ (3) とし、当該推薦者の推薦範囲はそれぞれ<u>以下</u>のとおりとする。</p> <p data-bbox="1137 738 1379 770">(1) 都道府県知事</p> <p data-bbox="1205 786 1713 818">当該都道府県の区域内に就業している者</p> <p data-bbox="1137 834 2069 914">(2) 全国的な規模の事業を行う事業主団体若しくはその連合体又は一般社団法人若しくは一般財団法人 (以下「全国的な事業主団体等」という。)</p> <p data-bbox="1205 930 1910 962">全国的な事業主団体等を構成する企業に雇用される者等</p> <p data-bbox="1176 978 2069 1058">なお、ここで言う「全国的な事業主団体等」の詳細はア～ウの<u>通り</u>である。</p> <p data-bbox="1176 1074 2069 1353">ア 「全国的な規模の事業を行う事業主団体若しくはその連合体」は、(ア) から (エ) の全てに該当する団体である。この要件を満たしている場合は、法人格に関わらず (例えば、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、職業訓練法人、各種協同組合等の各般の法人形態のもの、人格なき社団など)、<u>構成企業に雇用される者や構成企業の事業主</u>を対象に、推薦を行うことができる。</p> <p data-bbox="1220 1369 2069 1401">(ア) <u>現代の名工の表彰対象職業</u>に関わる分野での活動を事業目的</p>

し、

(イ) その事業活動を通じ、被推薦者の要件の該当の如何について判断を行うに足る情報を有し、

(ウ) 事業主等を構成員として（これ以外の者を一部含む場合も可）、

(エ) 地域に限定されず活動を行う団体。

イ また、法人格が一般社団又は一般財団の団体については、上記アの(ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合、特定の都道府県・ブロック等活動地域限定の団体や、いわゆる職能団体等であってもよい。

当該団体は、構成企業等に雇用される者や構成企業等の事業主、構成員たる技能者等を対象に、推薦を行うことができる。

ウ なお、上記ア又はイに該当しないもの、例えば、特定の都道府県、ブロック等に、明確に活動区域、構成員の所在が限定される団体（法人格が一般社団又は一般財団のものを除く。）等は、「全国的な事業主団体等」として推薦を行うことができない。

(3) 推薦日時点で満20歳以上の者（以下「一般の推薦者」という。）
就業している全ての技能者

2. 被推薦者

推薦者は、次の全ての要件を充たす者の中から被推薦者を選考し、厚生労働大臣に推薦するものとする。

(1) 技能の程度が卓越しており、当該技能において国内で第一人者と目されていること。

(2) 推薦日現在において、現役の技能者として就業していること。

この場合、その者の就業上の地位（自営業主、家族従業者、雇用者等）は問わないものであること。また、その者が、職業訓練指導員として、事

とし、

(イ) その事業活動を通じ、被推薦者の要件の該当の如何について判断を行うに足る情報を有し、

(ウ) 事業主等を構成員として（これ以外の者を一部含む場合も可）、

(エ) 地域に限定されず活動を行う団体。

イ また、法人格が一般社団又は一般財団の団体については、上記アの(ア)、(イ)に該当する限り、特定の都道府県、ブロック等限定の団体、いわゆる職能団体等を含め、構成企業に雇用される者や構成企業の事業主、構成員たる技能者等を対象に、推薦を行うことができる。

ウ なお、上記ア、イに該当しないもの、例えば、特定の都道府県、ブロック等に、明確に活動区域、構成員の所在が限定される団体（法人格が一般社団又は一般財団のものを除く）等は、「全国的な事業主団体等」として推薦を行うことができない。

(3) 推薦日時点で満20歳以上の者（以下「一般の推薦者」という。）
就業している全ての技能者

2. 被推薦者

推薦者は、以下の全ての要件を充たす者の中から被推薦者を選考し、厚生労働大臣に推薦するものとする。

(1) 技能の程度が卓越しており、当該技能において国内で第一人者と目されていること。

(2) 推薦日現在において、現役の技能者として就業していること。

この場合、その者の就業上の地位（自営業主、家族従業者、雇用者等）は問わないものであること。また、その者が、職業訓練指導員として、

業内職業訓練又は公共職業訓練において、当該卓越した技能について、実技指導を行っている場合等を含むものであること。

(3) 就業を通じて、後進技能者の技能の指導又は教育に携わり、技能者の育成に寄与したこと、技能に関する工夫、改善等によって生産性を向上させたこと等により、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者であること。

(4) 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であること。また、過去（推薦日以前）において 禁錮以上の刑に処せられたことのないこと。

(5) 被推薦者の推薦に係る技能に関し叙勲又は褒章を受けたことがない（叙勲又は褒章の受章予定者も含む。）こと。なお、長年のボランティア活動や人命救助など被推薦者の技能とは異なる理由で、叙勲又は褒章を受けたことがある者は推薦の妨げにはならない。

3. 推薦手続

(1) 被推薦者の選考について

次のアからウまでの推薦者は、真に表彰されることがふさわしい者を別表に定める職種に従って選考し、別に示す期日までに推薦するものとする。

ア～ウ (略)

(2) (略)

事業内職業訓練又は公共職業訓練において、当該卓越した技能について、実技指導を行っている場合等を含むものであること。

(3) 就業を通じて、後進技能者の技能の指導又は教育に携わり、技能者の育成に寄与したこと、技能に関する工夫、改善等によって生産性を向上させたこと等により、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者であること。

(4) 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であること。また、過去（推薦日以前）において 禁錮以上の刑に処せられたことのないこと。

3. 推薦手続

(1) 被推薦者の選考について

下記ア～ウの推薦者は、真に表彰されることがふさわしい者を別表に定める職種に従って選考し、別に示す期日までに推薦するものとする。

ただし、当該技能に関し叙勲又は褒章を受けたことのある者は推薦の対象とならないので留意すること（叙勲又は褒章の受章予定者も対象外とする。）。

なお、長年のボランティア活動や人命救助など推薦者の技能とは異なる理由で、叙勲又は褒章を受けたことがある者は推薦の妨げにはならない。

ア～ウ (略)

(2) (略)

<p>4. ～6. (略)</p> <p>7. 附則 この実施要領は、令和2年12月23日から適用する(令和3年12月23日 <u>一部改正</u>)。</p>	<p>4. ～6. (略)</p> <p>7. 附則 この実施要領は、令和2年12月23日から適用する。</p>
--	--

(注) 新旧対照表は、縦書き・横書きや用紙の縦置き・横置きを問わない。